

平成24年7月27日

第2406号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 保安林予定森林の指定通知（410～421・森林整備課）……………1
- 基本測量実施の通知（422・建設政策課）……………5
- 建設業の許可の取消し（423・仙北地域振興局総務企画部）……………5

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）……………6
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を相当とする旨の決定（北秋田地域振興局農林部）……………6
- 県営土地改良事業工事の完了（秋田地域振興局農林部）……………6

人事委員会規則

- 人事委員会規則8-6（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則……………6

告 示

秋田県告示第410号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
横手市雄物川町二井山字策ノ沢47の1、湯沢市秋ノ宮字小滝ヶ沢11、13、14
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
横手市雄物川町二井山字策ノ沢47の1（次の図に示す部分に限る。）、湯沢市秋ノ宮字小滝ヶ沢11・14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、平鹿地域振興局農林部、雄勝地域振興局農林部並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第411号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿角市十和田大湯字集宮15、16の1、17、秋田市雄和壹ヶ沢字二古沢62
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部、秋田地域振興局農林部並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第412号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
由利本荘市高尾字山根7の1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第413号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
北秋田市阿仁荒瀬字佐山40の6、40の12から40の15まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐にかかる伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部並びに北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第414号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
湯沢市下院内字湯ノ尻山2の4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、雄勝地域振興局農林部並びに湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第415号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所

鹿角郡小坂町上向字下鶴沢22、24から31まで、33、34、字上鶴33

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部並びに小坂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第416号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所

秋田市河辺三内字内沢17の2、17の4、雄和碓田字段ノ前85、113、114

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第417号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所

湯沢市下院内字水上5の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、雄勝地域振興局農林部並びに湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第418号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所

湯沢市秋ノ宮字政組1の1、2から11まで、17（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字政組1の1、2から4まで（次の図に示す部分に限る。）、5、6から8まで（次の図に示す部分に限る。）、9、10、11（次の図に示す部分に限る。）、17

イ その他の森林については、主伐にかかる伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、雄勝地域振興局農林部並びに湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第419号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所

仙北市田沢湖卒田字上真崎野106の10、106の26

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上真崎野106の10・106の26（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、仙北地域振興局農林部並びに仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第420号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
大仙市大沢郷宿字山ノ田110
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、仙北地域振興局農林部並びに大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第421号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿角市八幡平字熊沢碓31の1、35、36の1から36の3まで、37、38、39の2から39の10まで、39の18から39の21まで、57の4、57の5、57の21、59の38、59の39、59の43、59の46、59の47、59の61、字杉谷地73の36から73の38まで、73の40、73の85から73の106まで、73の146、73の147、73の149から73の154まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字熊沢碓31の1・39の2・字杉谷地73の98・73の147・73の149・73の150（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部並びに鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第422号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業を行う地域
大仙市及び湯沢市
- 3 作業を行う期間
平成24年8月13日から平成25年3月15日まで

秋田県告示第423号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年7月9日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社高橋工務店
仙北市田沢湖生保内字沼田82番地
代表取締役 高 橋 紀一郎
秋田県知事許可(般-19)第11811号
- 3 処分の内容
大工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年7月9日付けで大工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大館市土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年7月18日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、北秋田市綴子土地改良区からなされた土地改良事業計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(維持管理事業)変更計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年7月30日から同年8月24日まで
- 3 縦覧場所 北秋田市役所

県営土地改良事業(男鹿浦田地区農地集積加速化基盤整備事業)につき、その工事を平成24年3月27日完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月二十七日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表骨髄移植休暇の項中「骨髄移植休暇」を「骨髄移植等休暇」に、「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を」を「骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078(総務部広報広聴課)